

南知多町水道料金審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南知多町水道料金審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の職務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水道料金、加入分担金、手数料その他町長が特に必要と認める事項について必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道を使用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。ただし、会長が選任される前においては、町長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、建設経済部水道課に置く。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年南知多町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

水道料金審議会委員	日額 6,300
-----------	----------